

日・インド原子力協定

— 国会提出に至る経緯と主な論点 —

寺林 裕介

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 日本の原子力協定締結状況
3. 国際的な核不拡散体制への影響
 - (1) 米印原子力協定とNSG例外化——限定された保障措置
 - (2) 日・インド原子力協定——署名までの経緯
4. 日・インド原子力協定の概要
5. 日・インド原子力協定に関する主な論点
 - (1) 核実験と協定の終了
 - (2) 濃縮と再処理
6. おわりに——インドに対する核不拡散への働きかけ

1. はじめに

原子力協定は、核物質や原子炉などの主要な原子力関連資機材、又はその技術を他国に移転するに当たり、移転先国においてこれらの核物質等が平和的目的に限って利用され、軍事目的の利用や核爆発実験のために転用されないよう法的な保証を取り付けるため、供給国と受領国との間で締結されるものである。

具体的には、移転された核物質、原子力関連資機材等は平和的目的以外の目的で使用してはならないことが協定に明記され、国際原子力機関（IAEA）による包括的保障措置の適用を義務付けることを基礎とし、各締約国は核物質や原子力施設における防護措置など、核不拡散に資する措置を確保する。その上で、受領国が協定に違反した場合には、供給国は二国間における原子力協力を停止し、協定に基づいて移転された核物質、原子力関連資機材等の返還を要求する権利を有することとなる。

今般、国会承認を求めて提出された日本とインドとの原子力協定については、インドが核兵器不拡散条約（NPT）に加入しておらず、NPT/IAEA体制の枠外にあること

から、唯一の被爆国として「核兵器のない世界」の実現に向けて軍縮・不拡散外交を推進する立場の日本が、本協定にいかなる意義を見出しているのか、本協定が国際的な核不拡散体制¹に与えるインパクトも含めて注目されることとなった。

また、過去にインドがカナダ等から供与された原子力関連資機材を利用して核実験を実施したことを想起すれば、本協定による原子力関連資機材移転後の違反をいかに防ぐことができるか、すなわち、仮にインドが平和目的と主張する核実験を実施した場合、二国間協力の停止をいかに法的に担保することができるかが重要な論点となるだろう。本協定に関して言えば、IAEAの保障措置適用についてインド側でその対象が一部に限定されていること、また、協定違反の根拠としてインドが核実験を実施した場合について明記されていないことなど、これまで日本が締結してきた原子力協定と異なる部分がある。

本稿では、日・インド原子力協定の国会提出（2017年2月24日）を機として、インドとの原子力協力に関するこれまでの日本政府の考え方を中心に経緯を整理し、協定本体に関する主な論点を紹介する²。

2. 日本の原子力協定締結状況

日本は、2017年3月現在、13か国と1機関との間で原子力協定を締結している³。このうち、例えば米英仏3か国、加えてウラン産出国のカナダ、豪州との協定については、日本の原子力開発の初期にあって、日本が原子炉やウラン燃料の受領国としての立場で締結したものである。これに対し、近年のベトナム、ヨルダン、アラブ首長国連邦（UAE）、トルコといった原子力の新規導入国との協定については、国際的な原子力需要と日本のインフラ海外展開の一環として、日本が供給国の立場で締結したものである。

この間、2011年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、日本国内の原子力政策に加え、国際的な原子力協力の方向性、すなわち原発輸出の是非が問われてきた。現在の安倍内閣においては、先進的な低炭素技術の海外展開支援として、原子力協力に当たっては、核不拡散や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討した上で、原子力協定の締結を推進するとの方針が掲げられている⁴。

¹ 国際的な核不拡散体制には、NPTとその義務を具体的に担保するIAEAのほか、包括的核実験禁止条約（CTBT）、輸出管理レジーム、拡散に対する安全保障構想（PSI）等を含む。

² 本稿では協定本体をめぐる論点を中心に紹介することとし、インドに対する原子力協力が核不拡散に及ぼす影響については、主に米印原子力協定を扱った以下の論文を参照されたい。岡松暁子「核管理体制の現状と将来」『論究ジュリスト』11号（2014）130～136頁、秋山信将『核不拡散をめぐる国際政治—規範の遵守、秩序の変容』（有信堂、2012）157～198頁、黒沢満「米印原子力協力合意と核不拡散」『海外事情』（2006.10）2～11頁。また、本稿のうち、インドのエネルギー・原子力事情については、平成27年度文部科学省委託事業「原子力平和利用確保調査成果報告書」（公益財団法人原子力安全研究協会、2016.3）〈http://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/gensi/1364263.htm〉（以下、URLの最終アクセスは全て2017.3.16）のインドの部分を参照した。

³ 日本が締結済みの原子力協定は、カナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、イギリス、欧州原子力共同体（ユーラトム）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）の13か国1機関。なお、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、サウジアラビアの4か国と交渉中である。

⁴ 「インフラシステム輸出戦略（平成28年度改訂版）」〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai24/kettei.pdf>〉

また、特に原子力安全については、核不拡散の枠組みを堅持しつつ、世界で最も厳しいレベルの安全性を追求する我が国として、安全神話に陥ってはいけないという福島教訓を国際社会と共有し、相手国と安全最優先で取り組んでいくとの方針を示すとともに⁵、周辺国あるいはアジアにおける原発の新設の際に、日本の経験と教訓を共有することは地域ひいては日本にとって安全上、極めて重要とし、原発輸出においては、相手国の意向や事情を踏まえながら、原子力機器や技術提供だけでなく、制度整備や人材育成等への支援にも意欲を示している⁶。これまで日本が締結した原子力協定においては、日本と欧州原子力共同体（ユーラトム）との原子力協定以降、協定本文に原子力安全関連条約に関する規定が盛り込まれており、例えば、ヨルダン、UAEといった原子力の新規導入国との協定については、原子力安全関連の4条約に適合するよう行動することが求められている。今般のインドとの協定についても、日印双方が当事国である原子力の安全に関連する国際条約に基づく義務を再確認する規定がある（第6条）⁷。

3. 国際的な核不拡散体制への影響

（1）米印原子力協定とNSG例外化——限定された保障措置

NPT/IAEA体制の枠外にあるインドとの原子力協力が注目されたのは、米国がインドに対する原子力協力政策を変更したことに端を発する。NPTは、核兵器国⁸以外の締約国が核兵器その他の核爆発装置を製造・取得しないことを約束し、IAEAによる保障措置を受諾する代わりに、全ての締約国に対して平和的目的のための原子力利用を奪い得ない権利として認めている。インドは、NPTが5か国にのみ核兵器の保有を認める不平等条約であるとしてこれを認めず⁹、1974年に平和目的と称して核実験を実施して以来、NPTを中心とする国際的な核不拡散体制の構築を目指す米国を中心とした国際社会と異なる立場をとってきた。さらに、1998年のインド、パキスタン両国による核実験の実施に際しては、国連安保理決議の採択により経済制裁措置が発動されるなど、国際社会とインドとの間で核拡散をめぐる緊張が高まった。

しかし、その後のインドの経済成長に伴って国際関係におけるインドの重要性が増す中、米国はそれまでのインドとの関係を見直し、関与を拡大することにより戦略関係の構築を目指した。当時の米国ブッシュ政権は、インドがNPTの枠外にありながら国際的な核不拡散体制と同等のルールを守っていると評価し、インドを既存の核不拡散体制に迎え入れれば、現状に即して体制の強化につながり、加えて、より野心的な米印間の協力関係を築

⁵ 第192回国会参議院本会議録第13号10頁（平28.11.25）安倍総理答弁

⁶ 第186回国会衆議院予算委員会議録第14号8～9頁（平26.2.10）安倍総理答弁

⁷ インドは原子力安全関連4条約のうち、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約を除く、原子力の安全に関する条約（2005年発効）、原子力事故の早期通報に関する条約（1988年発効）、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（1988年発効）の3条約を締結している。

⁸ NPTの適用上「核兵器国」とは、1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう（NPT第9条3）。具体的には、米国、ロシア、イギリス、フランス、中国の5か国。

⁹ インドは、NPTの作成過程において、条約は核兵器の拡散のみを扱うべきで、科学的現象としては違いのない核兵器の爆発と平和的核爆発を政治的な意図から区別すべきとし、平和目的の爆発装置はNPTで取り扱うべきではないと主張した（秋山信将編『NPT—核のグローバル・ガバナンス』（岩波書店、2015）24頁）。

くことができると考えていた¹⁰。2005年7月、米印首脳会談後に発出された共同声明において、米国はインドとの全面的な民生用原子力協力の実現を約束した。

2006年3月に両国は原子力協力イニシアティブを発表し、インドの原子力施設の軍民分離案について合意に至った。軍民分離案は、インドの発電用原子炉について、運転中又は建設中の22基のうち14基を民生用として指定し、2014年までにIAEAの保障措置下に置くこと等とされた。すなわち、インドは全ての核物質等を保障措置の対象とする包括的保障措置を受け入れることなく、インドが民生用として特定した原子炉等のみがIAEAの保障措置の対象となる¹¹。これを受け、米国は、自国の原子力法について、IAEAの包括的保障措置を受け入れていないインドとの協力を可能とする改正を行った¹²。

米印原子力協定（2008年10月10日署名、12月6日発効）は、2007年7月に交渉が妥結したが、実際に原子力協力を実現するためには、原子力供給国グループ（NSG）における議論を必要とした。NSGは、まさに1974年のインドの核実験を契機に形成され、原子力関連資機材やその技術の輸出のためのガイドライン（法的拘束力のない紳士協定）を策定し、核拡散の防止に寄与している。このNSGガイドラインでは、核物質や原子力関連資機材を輸出する場合には、IAEAと包括的保障措置協定を締結していることを条件としている。2008年9月、NSGは総会を開催し、インドをNSGガイドラインの例外とすることを決定した。この決定を前に、2008年9月5日、インドのムカジー外務大臣は声明（以下「2008年声明」という。）を発表し、軍縮・不拡散に関するインドの立場を表明している¹³。

IAEAの保障措置が、民生用の核物質等が軍事転用されないように担保することを目的としていることから、軍民分離を行い軍事用の核物質・施設を認め、民生用施設のみに保障措置をかけることが核不拡散上どのような意義を持つのか根本的な疑問が投げかけられた¹⁴。今般の日本とインドとの原子力協定についても、インドにおいては民生用として申告した14基の原子炉を対象とするIAEAの保障措置が適用されていることを要件に協定の下での協力を行うこととされている（第4条1、2）¹⁵。

¹⁰ ニコラス・バーンズ「なぜアメリカはインドとの関係改善を決断したか—米印原子力協力協定の真意」『フォーリン・アフェアーズ日本語版』（2007.12）60～61頁

¹¹ 包括的保障措置とは、NPT第3条の求める保障措置が、非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われる全ての平和的な原子力活動に係る全ての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用されると規定されており、これを実現する保障措置文書（INFCIRC/153）に基づく保障措置のこと。NPT以前には、供給国から受領国に移転した個別の核物質や原子力関連資機材を対象とした保障措置文書（INFCIRC/66）に基づく保障措置が適用されていた。IAEAの保障措置については、樋川和子「核不拡散と平和利用」秋山編・前掲書（注9）108～116頁を参照。

¹² ヘンリー・J・ハイド米印原子力協力法（H.R. 5682（109th）：Henry J. Hyde United States and India Nuclear Cooperation Promotion Act of 2006 <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-109hr5682enr/pdf/BILLS-109hr5682enr.pdf>>）。インドに関して包括的保障措置の適用を免除するとともに、米国の原子力法第129条の協力の停止に関する規定について、2005年7月18日以前のインドの核実験への適用を無効とした（第104条(a)）。

¹³ 外務省HP「民生用原子力イニシアティブに関するプラナーブ・ムカジー印外務大臣の声明（2008年9月5日）」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211403.pdf>>

¹⁴ 秋山・前掲書（注2）175頁

¹⁵ 追加議定書により補足されたインドとIAEAとの間の協定（INFCIRC/754）に従って適用されるIAEAの保障措置を受ける。インドは2014年12月12日までに14基の原子炉（その他の8原子力施設と合わせて

（２）日・インド原子力協定——署名までの経緯

米印原子力協定の交渉が妥結し、NSGがインドを既存のガイドラインの例外とするための判断を求められた際、NSGの参加国である日本がどのように対応するのか内外から注目された。インドの例外化が決定された2008年9月のNSG総会において、日本がこれに賛成した理由として日本政府は、NPTの外側にとどまっていたインドを国際的な核不拡散体制に関与させ、IAEA保障措置の適用や核実験モラトリアムを含む制約のもとにインドを置くことにより、この枠組みに取り込んでいくことは大変意義があると判断した、と国会で説明している¹⁶。さらに、日本としては大局的な観点からぎりぎりの判断としてコンセンサスによる採決に加わったところであったが、NSGの例外化によってインドを核兵器国と認めたわけではなく、インドに対してNPTへの早期加入、包括的核実験禁止条約（CTBT）への早期署名・批准を求める従来からの立場に変わりはないとも述べた¹⁷。

その後、米印原子力協定が発効すると、フランスやロシアなど他国もこれに追随し、インドとの原子力協力を進めていった¹⁸。このような状況の下、2010年6月の日印首脳会談を機に、日印間においても原子力協定の締結交渉が開始された。

インドが日本との原子力協力を望む背景には、インドの人口が2022年に約14億人に達して世界一となることが見込まれており、今後の経済成長を支えるための高い電力需要が存在すること、そのため、インドは2050年までに総電力供給の25%を原子力発電とする目標を掲げており、ロシア、フランス、米国など海外から大型軽水炉の輸入を目指していること等があると指摘されている。このうち米国からはウェスティングハウス社製原子炉6基の導入が進められており、こうした新規の原子炉建設のためには、日本からの原子炉容器などの原子力関連資機材やその技術の移転が必要とされている¹⁹。

日本は、唯一の被爆国として核廃絶に向けた国際社会の取組を主導していく立場として、インドとの協定交渉にあっては、米国やフランスがインドと締結した協定以上の内容を目指して交渉を進めた²⁰。2015年12月に安倍総理はモディ首相と会談し、本協定の重要な要素について政治的に合意に達し、2016年11月11日、本協定は署名に至った。安倍総理は、本協定は原子力の平和利用についてインドが責任ある行動を取ることを確保するものであり、このことはインドを国際的な核不拡散体制に実質的に参加させることにつながると述べ、日本の立場と合致するものであると答弁している²¹。

計22施設）を民生用として申告した（INFCIRC/754/Add.7）。

¹⁶ 第170回国会衆議院外務委員会議録第2号9～10頁（平20.11.12）中曽根外務大臣答弁

¹⁷ 同上

¹⁸ インドが締結済みの原子力協定は、米国、フランス、ロシア、韓国、カザフスタン、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア、イギリスの9か国（2017年3月現在）。

¹⁹ 2016年6月、米国のオバマ大統領とモディ首相が会談し、共同声明においてウェスティングハウス社製6基の加圧水型軽水炉 AP1000 建設のためのサイトの準備作業が開始されたことが歓迎された。

²⁰ 第190回国会参議院本会議録第2号14頁（平28.1.7）

²¹ 同上

4. 日・インド原子力協定の概要

本協定（正式名称：「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定」）の主な内容は以下のとおりである。

本協定の下での協力は、①専門家の交換、②情報の交換、③核物質、資材、設備及び技術の供給、④役務の提供及び受領等の方法により、原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置等の分野において行うことができる（第2条2）。

前述したように、こうした協力は、平和的非爆発目的に限って行い、本協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないことが明記されている（第3条1、2）。この平和的目的の利用を担保するため、本協定の下での協力は、それぞれの締約国とIAEAとの保障措置協定に従って適用されるIAEA保障措置が適用されていることを要件として行われる（第4条1、2）。また、核不拡散に資するため、各締約国は改正核物質防護条約に従い、本協定に基づいて移転された核物質や設備等の防護措置をとり、その実施に当たっては、IAEAにおける勧告文書の改訂第4版（INFCIRC/225/Rev.4）を指針とすることが規定された（第7条1、2）²²。同じく核不拡散の趣旨から、本協定に基づいて移転された核物質等は、供給国から事前の同意が得られる場合を除き、受領国の管轄外、すなわち、第三国への移転が禁止されている（第10条）。

相手国における濃縮・再処理の規制に関する規定、協定の終了に関する規定については論点とともに後述する。本協定は発効後40年間効力を有し、その後はいずれか一方の締約国が通告しない限り、自動的に10年間ずつ延長される（第17条2）。

なお、本協定の不可分の一部を成す附属書A（核物質でない資材及び設備）及び附属書B（インドにおける本協定に基づく再処理の条件）のほか、本協定の特徴として、協定の実施等に関する日本とインド両国の見解を記すとともに、両国の見解の正確な反映であることが了解されることを規定した「見解及び了解に関する公文」が作成されている。

5. 日・インド原子力協定に関する主な論点

（1）核実験と協定の終了

インドはNPTの枠外にあり、CTBTにも署名していないことから、自国をめぐる安全保障環境の変化や政権交代等を契機とした核ドクトリンの変更により、現在維持しているモラトリアムを撤回し、核実験を試みる可能性は否定できない。しかし、米国の改正された原子力法が、将来インドが核爆発装置を爆発させた場合に協力が停止される規定になっているにもかかわらず、米印間で作成された原子力協定には協定終了の要件として核実験の実施が明記されなかった。核不拡散を追求する日本の立場からも、インドによる核実験実施の際の協力停止を法的に担保することは重要な論点である。本協定の作成に際し、安倍総理は「仮にインドが核実験を行った場合には、日本からの協力を停止する」と国会

²² 改正核物質防護条約とIAEAの勧告文書については、拙稿「核物質防護条約改正の主な内容—条約改正の国会承認を受けて—」『核物質管理センターニュース』（2014.9）1～5頁を参照。

で明言し、このような日本の立場はインド側も了解しているとした²³。

これまで日本が締結してきた原子力協定においては、例えば、核爆発装置を爆発させる場合には、協定の下でのその後の協力を停止し、協定に基づいて移転された核物質等の原子力関連資機材の返還を要求し、協定を終了させる権利を有する規定が設けられている。しかし、日本とインドとの原子力協定においては、協定の終了について、各締約国が1年前に書面による通告を行うことにより協定を終了させる権利を有することが規定されているが（第14条1）、核実験を実施した場合についての言及はない。また、協定終了の通告を行う締約国は、終了を求める理由を示すこととなるが、本協定には、両締約国は、協定の終了や協力の停止をもたらす得る状況が、安全保障上の環境の変化についての一方の締約国の重大な懸念から、又は国家安全保障に影響を及ぼすおそれのある他の国による同様の行為への対応として、生じたものであるか否かについて考慮を払うことが合意されており（第14条2）、仮にインドが実施した核実験について、隣国のパキスタン等が核実験を実施したその対応としての行為であると主張した場合、インド側は上記の規定による考慮を日本に求めることが予想される。

協定の終了に伴って権利が生じた、移転された核物質、原子力関連資機材等の返還については（第14条4）、それらの移動に先立ち、日本とインド両国間で協議を行うこととなっており、その際、関係締約国の原子炉の継続した運転の重要性に特に考慮を払うこととされ、また、協定の終了が、各締約国の原子力計画にとって重要なものに及ぼす潜在的な悪影響に考慮を払うこととされている（第14条5）。例えば、日本のメーカーが原子炉容器等を提供して米国の原子力プラントメーカーとともにインドに協力を行っている場合、技術的な可否も含め、即時に資機材等の返還を実現することが困難になるとの指摘もある。

本協定に関連し、日本とインド両国間において「見解及び了解に関する公文」（以下「公文」という。）が作成されており、この公文は、両国間で法的拘束力を持つものとされている²⁴。公文には、日本側代表が、ムカジー外務大臣による2008年声明が協定の下での両国間の協力の不可欠の基礎を成す旨述べたこと、また、2008年声明の基礎に何らかの変更がある場合には、日本が協定を終了させる権利を行使し、終了のための手続を開始することができる旨述べたこと、さらに、インド側代表が、上記の2008年声明をインド政府が再確認する旨述べたことが記録されている。2008年声明には、「我々（インド）は、自発的かつ一方的な核実験に関するモラトリアムに引き続きコミットしている」と明記されており、つまりは、公文は本協定とインドの核実験モラトリアムをより強く結びつけるものとして位置付けられる。ただし、2008年声明に言う「自発的かつ一方的な」核実験について、いかなる状況下における核実験が含まれるのか、インド側はこれ以上の見解を明らかにしていない。米印、日印間の協定作成を通じて、インドが協定終了の要件として核実験の文言を協定本文に書き込むことを拒んだことは、結果としてインドのコミットメントの信頼性を損なうものになったとも評価し得る。

²³ 前掲注20

²⁴ 第192回国会衆議院決算行政監視委員会第一分科会議録第1号25頁（平28.11.21）

(2) 濃縮と再処理

相手国における濃縮と再処理については、日本がこれまで原発導入国との間で締結してきた原子力協定のうち、例えば、ヨルダン、UAEとの協定ではこれが禁止されており、ベトナムとの協定では、両締約国が別段の合意をしない限り、濃縮又は再処理はされないと規定されていた。また、トルコとの協定においては、両締約国が書面により合意する場合に限り、濃縮又は再処理することができるかと規定されていたが、協定の承認を求める国会の議論の中で、日本政府はトルコ国内における濃縮と再処理を認めるつもりはないとの姿勢を明らかにしている²⁵。日印原子力協定においては、インドがこれまでの原発導入国と異なり、すでに濃縮と再処理の技術を持つことから、平和的目的に限った協力を実現するための規定が求められた。

まず濃縮については、ウラン 235 の濃縮度が 20%未満である範囲で濃縮することができることとされ、20%以上になる濃縮は、供給国の書面による同意が得られた場合に限り行うことができると規定された（第 11 条 1）。核不拡散の観点から、20%を超える濃縮が規制の対象とすべき基準として国際的に認識されている。

次に再処理については、本協定の附属書Bの規定に従い、インドの管轄内において再処理することができるかと規定された（第 11 条 2）。附属書Bには、インドによる本協定に基づいて移転された核物質等の再処理の条件が定められており、具体的な条件としては、2つの新規の国内再処理施設及び追加的な新規の国内再処理施設であり、IAEAの保障措置が適用される施設で行われること、また、再処理によって分離されるプルトニウム等は、IAEAの保障措置下にある国内施設において貯蔵され、及び使用されることが盛り込まれている。インドは、将来的に高速増殖炉を中心とした核燃料サイクル計画を目指しており、再処理して得られるプルトニウムを活用するためにも再処理に対する包括同意を得る必要があった。なお、再処理について公文には、日本側代表が、2008年声明に違反するインドの行動は通常の状態からの深刻な逸脱とみなされることとなる旨述べ、そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定第 14 条 9（協定の終了）の規定に従って停止されると記録されている。

6. おわりに——インドに対する核不拡散への働きかけ

日本とインドとの原子力協定が、日本政府の主張するようにインドを国際的な核不拡散体制に実質的に参加させるものとして位置付けられるためには、本協定の交渉を通じ、日本が核不拡散への取組についてあらゆる面を主張し、インドを核不拡散体制に取り込んでいく機会にすべきだったと言えよう。例えば日本は、インドによるIAEA追加議定書の発効を待って原子力協定を締結すると国会で明言して交渉を進めるなど²⁶、インドに核不拡散の取組を促してきた。しかし、インドは、CTBT発効要件国ではパキスタン、北朝鮮と並び署名すらしていない国の一つである。また、本協定には、核物質防護について改正核物質防護条約に従い、適切な措置をとることとされたが（第 7 条）、これまで日本が締

²⁵ 第 185 回国会衆議院外務委員会議録第 4 号 14～15 頁（平 25. 11. 8）

²⁶ 第 186 回国会参議院外交防衛委員会議録第 12 号 9 頁（平 26. 4. 17）

結した原子力協定には言及があった核テロリズム防止条約については規定されなかった。

日本が原発輸出の際に方針として掲げる安全性の確保についても、原子力安全に関する国際条約のうち、インドが締結していない使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約への加入を促す必要がある。また、協定本体の論点とは離れるが、原子力事故が起こった場合の損害賠償について、インドは 2016 年 2 月に原子力損害補完的補償条約（C S C）を批准したが、インドの国内法との整合性が指摘されており²⁷、明確な整理が求められる。

米国が対インド原子力政策を転換し、さらにNSGがインドの例外化を認めたことにより、各国との間で原子力協定が締結され、インドはNPTの枠外にあってすでに原子力の平和利用の権利を享受できたことから、将来的にインドがNPTに加入することは考えにくい。インドに対し、核実験モラトリアムの維持を主張することはもとより、引き続き核不拡散への取組を促す努力を継続すべきであろう。

【参考文献】

宇佐美正行「拡がる欧州との原子力協力と国際保障措置―日・欧州原子力共同体原子力協定―」『立法と調査』第 254 号（2006. 4）

中内康夫「ベトナムとの原子力協定の作成経緯と主な内容―民生分野の原子力協力における平和的利用の法的保証―」『立法と調査』第 316 号（2011. 5）

寺林裕介「拡大する世界の原発開発と我が国の原子力協力―日・UAE原子力協定、日・トルコ原子力協定―」『立法と調査』第 350 号（2014. 3）

（てらばやし ゆうすけ）

²⁷ インドの原子力損害賠償法では、原子力事故が発生した際、供給者の故意又は過失による場合には事業者から供給者への求償権の行使を認めているが、C S Cにおいては、求償権の発動を供給者の作為又は不作為の場合に限定している。求償権については、原子力事業者と供給者との契約書に盛り込まれる懸念も指摘されている（田崎真樹子『I S C Nニューズレター』No. 0232（2016. 7）8～14頁<https://www.jaea.go.jp/04/iscn/nnp_news/attached/0232.pdf#page=8>、同『I S C Nニューズレター』No. 0216（2015. 3）1～9頁<https://www.jaea.go.jp/04/iscn/nnp_news/attached/0216.pdf#page=4>）。